

東京都板橋区農業委員会

第24期第27回定例総会議事録

令和4年9月29日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室 (赤塚庁舎3階)

第 24 期第 27 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 4 年 9 月 2 9 日（木）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 1 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	福島 聡司	5	本橋 政春	9	木村 博之
2	染宮 利章	6	安井 一郎	10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8		12	榎本 勇

議 事

1 協議事項

- (1) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業補助金交付申請について (資料1)
- (2) 農地利用状況調査の実施について (資料2)
- (3) 「令和4年度農業功労者」ならびに「第49回農業委員会等功労者」表彰事業の実施に伴う推薦について (資料3)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料4)
合計8件 (内訳：4条関係2件、5条関係6件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料5)

3 その他

- (1) 第45回板橋農業まつりの実施概要について (資料6)

4 次回日程

日 時 令和4年10月31日(月) 午後1時30分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	本橋 政春	委員
	安井 一郎	委員
出席係員	藤原 仙昌	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	梅宮 崇	書記

事務局 長	<p>只今より、第24期第27回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、本橋政春委員、安井一郎委員を指名させていただきます。欠席の届出が田中はつ江委員から出ております。</p> <p>それでは、協議事項(1)板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業補助金交付申請について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>それでは、1ページ、資料1をご覧ください。板橋区に申請が出されました本補助金については、区での審査に当たり、農業委員会に諮問し答申を受けることとなっておりますので、協議事項としております。記書きの下、申請者の氏名及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は区民農園整備事業です。来年度から区民農園として区がお借りする予定の農地について、土地所有者様に事前にやっただく整備の費用の一部を区が補助するもので、事業内容は整地、土留め、外柵設置等となっております。施行場所は記載のとおりで、事業経費は149万6千円、申請金額は49万8千円です。</p> <p>1枚おめくりいただいて右側3ページは事業計画となっております。本年10月に整備を行う計画となっております。さらに1枚おめくりいただいて右側5ページと次の6ページが見積書となっております。見積りは税別価格となっておりますが、10パーセント加算しますと149万6千円となります。</p> <p>さらに1枚おめくりいただいて8ページで補助要件等が表となっておりますが、事務局といたしましては補助要件に合致しているものと判断しており、問題がないようでしたら、9ページにあります補助金交付についての答申を、板橋区長あてに出したいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
事務局 長	<p>補足ですが、当初、整備の内容を協議する中で、水道設備を設置する予定でしたが、水道設備の設置が無くなった関係で、補助金の額が49万8千円となりました。これに伴い、今年度の予算残額が50万2千円となっております。残額に対しても、今後補助金を必要とする方がいらっしゃるかどうか、聞き取りをしながら、有効にご活用頂けるよう努めて参ります。</p>

<p>会 長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、補助金交付の答申をお願いいたします。 続きまして、協議事項（２）農地利用状況調査の実施について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは書記からご説明させていただきます。</p>
<p>書 記</p>	<p>10ページ、資料2をご覧ください。日時は10月31日（月）、午前9時から行います。目的は板橋区内の農地を見回り、農家への指導や助言などを行うことにより、農地の適正管理を図り、全体の農家の利益向上を推進するものでございます。対象農地は、区内の生産緑地のうち、行為制限が解除されている5か所を除いた57か所になります。</p> <p>班分けでございますが、1班が成増、赤塚方面の19か所。2班が四葉、徳丸、大門方面の22か所。3班が西台、蓮根、常盤台方面の16か所となります。</p> <p>班の構成は昨年と同じとなりますが、調査地区を入れ替えさせていただきました。調査報告は、当日の午後に行う定例総会にて、各班で報告を行います。報告につきましては、1班は會田会長職務代理、2班は山口会長、3班は染宮委員にお願いしたいと考えております。</p> <p>続きまして、当日の行程ですが、9時に赤塚庁舎に集合をお願いいたします。9時15分頃に出発し、各班で調査を行います。</p> <p>調査終了後、昼食をはさみ、赤塚庁舎に戻り定例総会を行います。</p> <p>続いて、11ページをご覧ください。各班の対象農地の一覧を載せております。班ごとに件数のばらつきがございますが、回る順番と地域を考慮して決めさせていただきました。</p> <p>続きまして、12ページが調査票案でございます。別で机上配布してあります農地管理基準に基づいて調査を進めていくということで、調査票の項目等については、昨年と変更はございません。チェックシート形式になっておりまして、上部に生産緑地の情報がありまして、その下にチェック項目が載っております。指導対象に該当する項目があった場合、×を記入していただき、その右側に理由を記入していただきます。また、チェック項目以外の特記事項等がございましたら、一番下の欄に記入してください。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、協議事項（３）令和4年度農業功労者ならびに第49回農業委員会等功労者表彰事業の実施に伴う推薦について、事務局、説明をお願いいたします。</p>

事務局長	<p>こちらは書記からご説明させていただきます。</p>
書記	<p>13ページ、資料3をご覧ください。</p> <p>東京都農業会議が主催する表彰事業の実施に伴う候補者の推薦でございます。まず、農業功労者でございますが、趣旨としては、地域農業の振興に尽力されてきた農業者に感謝状を贈るものでございます。対象者の条件ですが、次の3点を満たす方で、地域農業の振興に貢献されてきた方、農業者グループ活動や経営者運動等の活動で功労のあった農業者の方、年齢が60歳以上の方から1名を選出する形となります。過去の受賞者は13ページの下の表になっておりまして、昨年度は、田中清元農業委員に受賞していただいております。14ページの一番上に進んでいただきまして、今回の推薦者は、運営委員会で協議をし、4期に渡り農業委員を担っていただいております本橋政春委員を推薦するというご提案をいただいております、ご異議がなければ、本橋委員をご推薦したいと考えております。</p> <p>続いて、14ページ3番の第49回農業委員会等功労者についてですが、こちらは対象者の条件に当てはまる方を推薦する形となります。対象者の要件は、農業委員会会長で12年以上、農業委員で15年以上、事務局職員で勤続5年以上の方が対象となっております、今回は、農業委員表彰で勤続15年となります、山口会長、會田会長職務代理、春日委員の3名が条件の対象となりますので、ご推薦したいと考えております。</p> <p>最後になりますが、14ページの一番下の5番、表彰についてでございますが、今回推薦した方の表彰は、令和5年2月16日（木）開催の第64回東京都農業委員会・農業者大会記念行事として行われることになっております。</p>
会長	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、候補者の推薦をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは15ページ、資料4をご覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和4年8月11日から9月10日までに届出があったもので、2件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が幸町26番2、3、4、6、7、8の6筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計6,621平方メートルで、転用の目的は教育施設でございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置ですが、こ</p>

	<p>のページの下、先決番号1の案内図で矢印が指し示しているところ、板橋第二中学校です。現地の詳細については、書記から画面でご説明させていただきます。</p>
書記	<p>現況は板橋第二中学校の一部となっており、現況に対する届出でございます。</p>
事務局長	<p>専決番号2、土地の所在が三園二丁目76番11、12、15の3筆で、登記簿上の地目はいずれも田、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計49.4平方メートルで、転用の目的は宅地、公衆用道路です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概の位置ですが、16ページ、先決番号2の案内図で矢印が指し示しているところ、三園浄水場の北側です。現地の詳細については書記から画面でご説明させていただきます。</p>
書記	<p>写真右手の場所が76番11、写真左側道路の側溝部分が76番12、写真左手前の車が停車している前タイヤぐらいまでが76番15となります。</p> <p>現況は公衆用道路の一部及び宅地となっており、現況に対する届出でございます。</p>
会長	<p>続きまして、5条の届出について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に17ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。こちらも、令和4年8月11日から9月10日までに届出のあったもので、6件でございます。</p> <p>先決番号1、土地の所在が高島平八丁目15番4で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は479平方メートルで転用の目的は共同住宅でございます。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は18ページの下、先決番号1の案内図で矢印が指し示しているところ、徳丸ヶ原公園の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は、5階建て1棟の共同住宅となっており、現況に対する届出でございます。</p>
事務局長	<p>先決番号2、土地の所在が赤塚八丁目16番5で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は250平方メートルで転用の目的は分譲住宅でございます。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記</p>

	<p>載のとおりです。概ねの位置は、19ページの上、先決番号2の案内図で矢印が指し示しているところ、区立美術館の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は不耕作地となっており、令和4年12月着工、令和5年5月完了予定、木造2階建て2棟の個人住宅になる予定となっております。</p>
染 宮 委 員	<p>この写真間違っていないですか。</p>
書 記	<p>この写真は敷地内側から撮った写真で、外側から撮った写真はこちらになります。</p>
事 務 局 長	<p>先決番号3、土地の所在が赤塚八丁目19番1で、登記簿上の地目は畑、現況も畑です。面積は1,177平方メートルで転用の目的は分譲住宅でございます。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、19ページの下、先決番号3の案内図で矢印が指し示しているところ、区立美術館の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は畑となっており、分譲住宅となる予定となっております。</p>
事 務 局 長	<p>先決番号4・5・6は隣接する敷地となりますので、続けてご説明します。まず、先決番号4、土地の所在が赤塚三丁目707番4で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は80平方メートルで転用の目的は個人住宅でございます。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。続いて、先決番号5、土地の所在が赤塚三丁目707番8で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は80㎡で転用の目的は個人住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。続いて、先決番号6、土地の所在が赤塚三丁目707番9で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は32平方メートルで転用の目的は個人住宅です。以上3件の、概ねの位置は、20ページ、先決番号4・5・6の案内図で矢印が指し示しているところ、赤塚小学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>画面中央の防草シートが敷かれているスペースの左側3分の1が707番4です。現況は不耕作地となっており、令和4年10月着工、令和4年12月完了予定、木造2階建て1棟の個人住宅となる予定となっております。</p> <p>画面中央の防草シートが敷かれているスペースの真ん中あたりが70</p>

<p>会 長</p>	<p>7番8です。現況は不耕作地となっており、令和4年10月着工、令和4年12月完了予定、木造2階建て1棟の個人住宅となる予定となっております。</p> <p>画面中央の防草シートが敷かれているスペースの真ん中から右側のブロック塀まで707番9です。現況は不耕作地となっており、令和4年10月着工、令和4年12月完了予定、木造2階建て1棟の個人住宅となる予定となっております。</p> <p>4条関係2件、5条関係6件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
<p>福 島 委 員</p>	<p>以前、買受けた業者が譲受人として5条の届出を出しているはずだが、その業者が法律上2週間以内に登記を変更することとされているが、それをせずに、分筆だけして、登記申請を借主にやらせようとしている。</p> <p>板橋区の農地帳簿として農地ではなくなっていると判断しているのに、申請として出た場合は、それでも対応しなければいけないのか。再発行をするような手続きにはならないのか。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>今回、委員のおっしゃる通り、以前5条を出した際、業者が登記を変更すべきこととは認識しておりますが、取引をする上で必要となって、届出がでていいる以上、対応せざるを得ないと考えています。</p>
<p>福 島 委 員</p>	<p>それはわかりますが、あきらかに意図的に行っているように思えてなりません。区が農地ではないと判断した土地に対して、再度申請を受け、受理通知書を発行するというのは、適切な対応なのか疑問です。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>福島委員のおっしゃる通り、本来、この状況で受理通知書を発行することは、好ましくないと考えております。</p> <p>一方で、法務局サイドの話としましては、現況が変わらなないと登記簿上の地目は変えられない、という話を伺っておりまして、最終的に譲り受けた方が、登記をされる時に必要になり、やむを得ず証明書を発行させていただいている状況でございます。</p> <p>ただし、福島委員のご指摘の通り、本来であれば受領する前に、一度届出が出ている場所なので、いったんお断りするのが適切な事務手続きであると、考えております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>今後、業者に対しても厳正に対処していきたいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>続いて報告事項（２）地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは21ページをご覧ください。地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。こちらにつきましては、令和4年8月11日から9月10日までに照会があったもの1件でございます。</p> <p>番号1、土地の所在が高島平一丁目2番1、2番9の2筆で、登記簿上の地目はどちらも畑、面積は合計987平方メートルで、現況はどちらも非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。</p> <p>本件について8月15日に現地調査を行うなどしたうえで、現況が非農地であることや過去に転用届出が出ていないことなどを、8月17日に東京法務局板橋出張所に回答しております。</p> <p>概ねの位置ですが21ページの下図、番号1の案内図で矢印が指し示しているところ、西台中学校の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は自動車ディーラーの跡地となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
<p>会長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p>
<p>事務局 農政担当係長</p>	<p>続いてその他(1)第45回板橋農業まつりの実施概要について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>こちらは農政担当係長からご説明させていただきます。</p> <p>それでは、資料6、22ページをご覧くださいと思います。</p> <p>コロナ禍により令和2年、3年と中止しておりました農業まつりですが、感染防止に配慮しながら、従来の会場、JA東京あおば、農業者、地域の皆様のお力添えをいただきながら、実施する予定でございます。開催日は11月の第2土曜日とその翌日、ということで11月12日（土）と13日（日）の両日、赤塚体育館通り周辺で開催いたします。資料22ページの下に記載しております6番の事業概要としましては、概ね従来規模での開催と考えております。次のページ23ページにお進みいただきまして、真ん中に記載の8番、従来の農業まつり実施内容からの変更点を中心にご説明させていただきます。（1）おみこしについては、10月開催の区民まつりも含めて中止と町会連合会においてご判断いただいておりますので、おみこしは中止といたします。また、おみこしが出ない関係で、13日（日）農業まつりの終了時間を30分繰り上げ1</p>

5時で終了としまして、農業まつりの閉会式典は行わないことといたします。それから(2)来場者が並ぶイベントの見直しという部分ですが、けんちん汁は事前申込制として、3千食から千食に減らします。ご来場については、30分ごとに割り振ってご来場いただくように案内をいたします。野菜宝船のお宝分けも事前申込制で、今回は区制90周年ということで、90袋を配布したいと考えています。その他、苗木の無料配布、各会場での募金活動は密集回避が難しいことから中止といたします。

続いて(3)出店団体数ですが、3年ぶりの開催ということや、未だに収束していないコロナの関係で、出店や出演を辞退される団体もございまして、出店・出演団体が従来より減少する見込みです。この他、(4)赤塚小学校校庭ですが、飲食物を販売するテントを赤塚小学校校庭に集約しまして、新たに飲食専用エリアを設置する予定です。

続いて9番、新型コロナウイルス感染症対策ということで、各会場入場口に検温ブース、消毒液の設置、共有部分の消毒、来場者へマスク着用、飲食専用エリアでの飲食の徹底をしまして、区民の皆様、出演・出店者、並びに従事職員も含めて安心してご参加いただけるよう準備を進めてまいります。

資料23ページが一番上の周知方法でございますが、従来、事前申込でございました大根人参の収穫体験の他、けんちん汁と宝船のお宝分けも事前申込といたしますので、できる限りの周知活動を行っていきたいと考えております。早速ですが、10月1日発行の広報いたばしでは、収穫体験・けんちん汁・宝船のお宝分けの事前募集をいたします。申込みは往復はがきでお申込みいただき、定員を超えた場合は抽選といたします。この他、区ホームページ、ツイッター、赤塚庁舎1階ギャラリー、区内地域センターでのポスター掲示などで、区民の皆様へ周知していきたいと考えています。

続きまして次のページ24ページにお進みいただきまして、農業まつりにおける農業委員会コーナーについてでございますが、例年、区内農業のPRや農業委員会活動に対する区民の理解を深めていただくため、赤塚小学校校庭に農業委員会コーナーを設置しております。このコーナーでは、農業に関する質疑応答、区内農業PRパネルの展示、農産物の展示や農業関連チラシの配布などを行っておりまして、委員の皆様にもご協力をいただいております。委員の皆様へのお願い事の1つ目は、従事分担ということで、事務局で各委員さんの割り振りをさせていただきましたものを、資料24ページの下の方に(案)としてお示しいたしましたが、委員の皆様も様々なご予定がごありかと思っておりますので、可能な範囲内で構いませんので、農業委員会コーナーにて従事をお願いできればと考えております。続きまして2つ目のお願いですが、農業委員会コーナーでは、農産物の展示を行っておりまして、展示用の農産物のご提供のお願いです。ご提供いただきました農産物は、農業委員会コーナーで

	<p>展示したいと考えておりますので、区内で穫れた農産物や、この辺では作られていない珍しい農産物などの展示をできればと考えておりますので、委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>最後になりますが、今回の共進会・品評会でございますが、従来の会場、赤塚体育館の室内競技場で行います。これから JA の各部会を通じてご出品のお願いをいたしますが、多くの作品のご出品にご協力をよろしくお願いいたします。なお、品評会の表彰式については、例年12月初旬に実施しておりますが、実施の可否については JA さんと検討中でございます。</p> <p>資料6のご説明は以上でございます。</p>
会 長	この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。
田中 (い) 委員	事業概要でタイムスケジュールは決まっていますか。
農政担当係長	<p>土曜日は、午後1時からオープニングパレードということで、野菜の宝船を赤塚小学校の生徒さんに引いていただくところから始まりまして、赤塚小学校の鼓笛隊が演奏し、その後、開会式という形になります。</p> <p>そして、午後1時30分頃から赤塚城戦国絵巻武者行列、西洋流火術鉄砲隊保存会、午後2時から民踊流し、午後3時から阿波踊り等が予定されています。</p> <p>来月の総会時には、プログラムを皆様にお配りできればと思っております。</p>
安 井 委 員	赤塚体育館の少年運動場が何も書いていませんが、何をやりますか。
農政担当係長	少年運動場に関しましては、凧の展示やステージでの催し物を含めて例年通りとなりますが、テントの配置に関しては、例年と若干変更がございます。赤塚小学校と少年運動場の出店者の皆様には少し調整をさせていただいたところでございます。
安 井 委 員	けんちん汁は何食用意する予定ですか。
農政担当係長	従来3千食ということで、多くの皆様にお集まりいただきおりましたが、密集回避のため、今回事前申込制の限定千食をご用意しています。配付時間に関しても、30分刻みで、時間を分けて極力密集を避けた形で、配付を行う予定です。
事 務 局 長	今回は、従来から行っていた大根・人参の収穫体験等の事前申込制に合わせて、けんちん汁、野菜のお宝分けも事前申込制にしております。

	<p>時間を分けて配付して、密集回避に努めたいと思っております。</p> <p>事前申込イベントのご案内は、10月1日発行の広報いたばしに、掲載させていただく予定です。</p>
安井委員	<p>徳島での阿波踊りで、大量にクラスターが出たと聞いておりますが、マスクの着用など、対応はどのように考えていますか。</p>
農政担当係長	<p>これから出演団体との打ち合わせを進めて参りますが、マスクの着用を義務付けするのは難しいと考えております。しかし、今後の感染状況を鑑みながら、対応を考えていきたいと考えています。徳島での阿波踊りの演者の4分の1の方が感染したとのことですが、控室での感染の可能性が疑われているとのことでしたので、出演者の皆様には、打合せの中で、控室での密集を避けるように注意喚起していく必要があると考えております。</p>
染宮委員	<p>けんちん汁の窯ですが、さびを取る作業もあるので、急に貸してくれと言われても、貸すことはできないので、確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農芸指導員の会の皆様で窯の件はご相談させていただいております。いずれにしても、結果を確認し、お借りする場合は、早めにお声がけさせていただきます。</p>
会長	<p>他にご意見等ございますか。</p> <p>ないようですので、これをもちまして第27回定例総会を閉会いたします。</p>
<p>(終了時間 午後2時58分)</p>	
<p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会 10月21日(金) 午後2時00分 ・定例総会 10月31日(月) 午後1時30分 	